

2012. 9. 27

北海道標津郡中標津町

木村富士子様

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目

タイムスビル3階

札幌おおぞら法律事務所

弁護士 田中貴文

Te l 011-261-5715

F a x 011-261-5705



告訴事件の記録は木村さんに返していますし、相当、時間が経過していますので、記憶は不鮮明です。どこまで正確に答えられるか分かりません。とりあえず、ご質問にお答えさせていただきます。

1 写真撮影報告書が平成11年10月23日となっていたことについて

この写真撮影報告書は、私が弁護士法照会で地検から取り寄せたものと記憶しています。その後、作原検事に会って、日付が10月23日となっていることについて聞いたところ、作原検事は「単なる誤記だ」と言っていました。

「単なる誤記」では済まされないので、悟君の死体検案書を作成した弟子屈病院に聞いてみようということになりました。弟子屈病院は廃院となっていたので、北海道厚生局に問い合わせたところ、弟子屈病院の医療記録では10月25日となっていたとの回答でした。

その後、北海道警察や、捜査担当検事に対して、捜査記録の全面開示を求めて何回も交渉しました。写真フィルムで実況見分調書添付の写真の後に写真撮影報告書添付の写真が写っているのであれば、写真撮影報告書は実況見分の後に作成されたことが分かるのだから、保管されている写真フィルムを開示してくれと求めました。また、何かの捜査メモのようなものがあって、写真撮影報告書が10月26日に作成されたことを証明できるのであれば、そのような証拠も開示して欲しいと求めました。しかし、北海道警察も捜査検事も、我々の要求に応じませんでした。

相手方から何も出ない以上、これ以上、手を尽くすことは不可能です。残念ながら「誤記」で済まされる結果となってしまいました。



## 2 犯罪被害者給付金について

犯罪被害者給付金を受領する前提として、悟君が「殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた」ということが必要です。

どのような罪名で告訴するかについては、木村さんも含め、弁護団で相当議論を重ねました。「殺人」で行くか、「傷害致死」で行くか。今井らの故意による殺人を証明することは難しいとの判断から、傷害致死で告訴することになりました。「故意による殺人」は証明できなかったのですから、そもそも、犯罪被害者給付金を請求することはできません。

国が「2年の経過で消滅している」と言っているのは、「仮に、故意による犯罪行為だとしても」という前提が付きます。決して、国が「故意による犯罪行為」であるということをも認めたわけではありません。

## 3 前田先生の紹介で木村さんから相談を受けたのは、平成15年1月だったと記憶しています。当初は私ひとりでした。釧路地検、標茶高校に行き、東京で松本さんとも会いました。しかし、私ひとりではあまり十分な活動ができませんでした。その後、大阪の弁護士、青野弁護士も入ってきたことから、告訴に向けてさまざまな準備ができるようになりました。ずいぶん時間をかけて、いろいろ議論して、11月の告訴にこぎつけました。告訴後は、釧路警察署や釧路地検に行って、捜査の状況を聞くとともに、厳正な捜査を行うよう申し入れに行った記憶があります。いつも、木村さんは同席されていました。

平成17年12月に釧路地検が不起訴としたことから、検察審査会に審査申立をし、18年7月に検察審査会は「不起訴不相当」の議決を出しました。検察審査会に署名を積み上げるために、私自身もじん肺の原告団や事件の依頼者から署名を集めた記憶があります。審査会の議決を受けて、釧路地検に再度捜査を行うことを申し入れに行った記憶もあります。

約4年間にわたって悟君の事件を担当しましたが、私なりに、木村さんと信頼関係を保ちながら一生懸命取り組んできたつもりです。木村さんから記録を全部返してくれと言われたときはショックでしたが、今回、着手金を返してくれと言われ、さらにショックを受けています。着手金をお返しすることは、私がやってきたことを否定することになりますので、それに応じることはできません。

なかなかまとまった時間を取ることができず、ご返事が遅くなったことをお詫びします。